（共済価額）

第百五十六条　法第百五十九条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として、農林水産大臣が定める準則に従い定める金額とする。

一　特定園芸施設　当該特定園芸施設の共済責任期間の開始の時における価額

二　附帯施設　当該附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額

三　施設内農作物　当該施設内農作物の生産費に相当する金額

2　法第百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とすることができる。

一　共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用の額として農林水産大臣が定める金額

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額

イ　特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）にそれぞれ農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額の合計金額

ロ　特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額の合計金額

3　前項の申出は、法第百五十七条第一項の規定による申込みと同時に、当該申込みに係る園芸施設共済の共済関係の全てについてしなければならない。

（共済掛金区分）

第百五十七条　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一　施設内農作物に係る第五十二条の申出の有無の別

二　前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別

三　前条第二項第二号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別

四　特定園芸施設の被覆期間の別

五　次の表に定める区分

特定園芸施設の区分	区分の標準
ガラス室Ⅰ類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙	主としてプラスチックフィルム（農林水産大臣が定める施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスⅤ類以外のもの
プラスチックハウスⅤ類	屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設並びに屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち農林水産大臣が定める基準に該当するもの
プラスチックハウスⅥ類	主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設及びその全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
プラスチックハウスⅦ類	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの

（被覆期間の変更）

第百五十八条　組合等は、第八十一条第一項第七号ハに掲げる異動につき法第百三十条第一号の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る特定園芸施設の共済掛金区分を変更するものとする。

2　組合員等は、前項の規定による共済掛金区分の変更により共済掛金が増額された場合は、同項の通知の日から二週間以内にその増額された共済掛金を支払わなければならない。

3　組合等は、第一項の規定による共済掛金区分の変更により共済掛金が減額された場合は、その減額された共済掛金を組合員等に返還するものとする。

（小損害不塡補）

第百五十九条　法第百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、三万円（共済価額の十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

（損害の額の算定方法）

第百六十条　法第百六十一条第一項の損害の額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額にそれぞれ共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から、事業規程等で定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該共済目的のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

一　特定園芸施設　当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

二　附帯施設　当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

三　施設内農作物　当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

2　第百五十六条第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があった共済関係に係る法第百六十一条第一項の損害の額は、次のいずれかの場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用であって、農林水産大臣が定めるものの額（その額が同号の金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た金額とする。

一　特定園芸施設撤去費用額が農林水産大臣が定める金額を超える場合

二　特定園芸施設の共済事故による損害（被覆材の損害を除く。）の割合が農林水産大臣が定める割合を超える場合